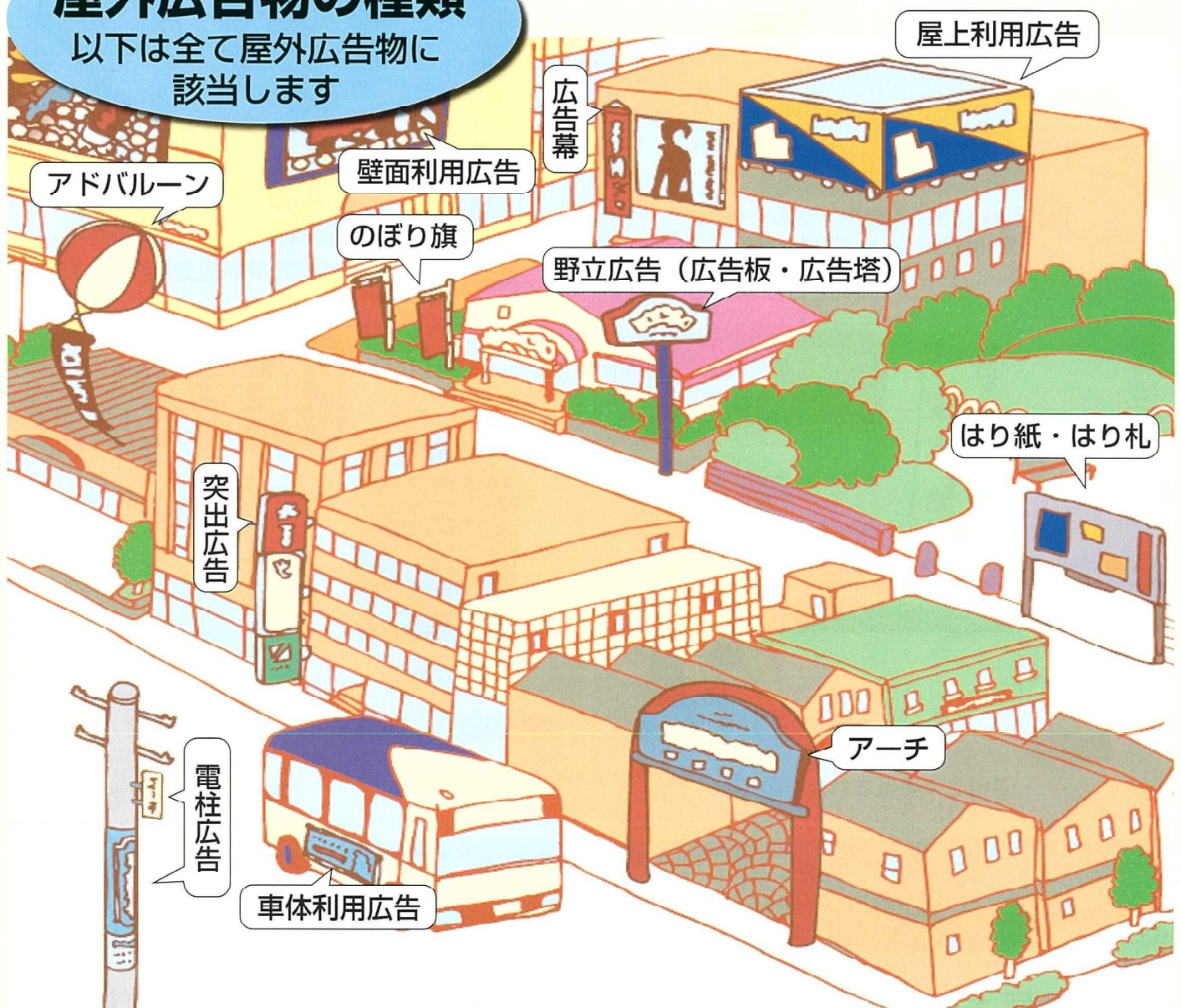


屋外広告物の ルールを守りましょう！

屋外広告物の設置には許可が必要です！

屋外広告物の種類

以下は全て屋外広告物に
該当します



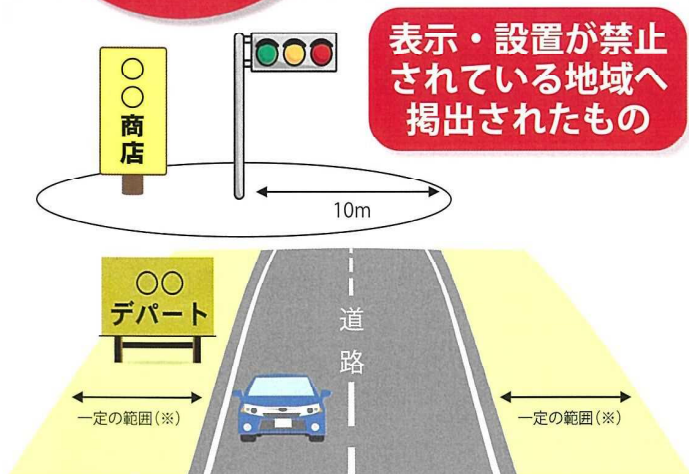
県では、良好な景観形成と安全のため、**茨城県屋外広告物条例**を定め、設置場所、大きさ、色彩などを規制しています。

条例に違反して屋外広告物を表示・設置した場合は、
懲役または罰金等の罰則があります！



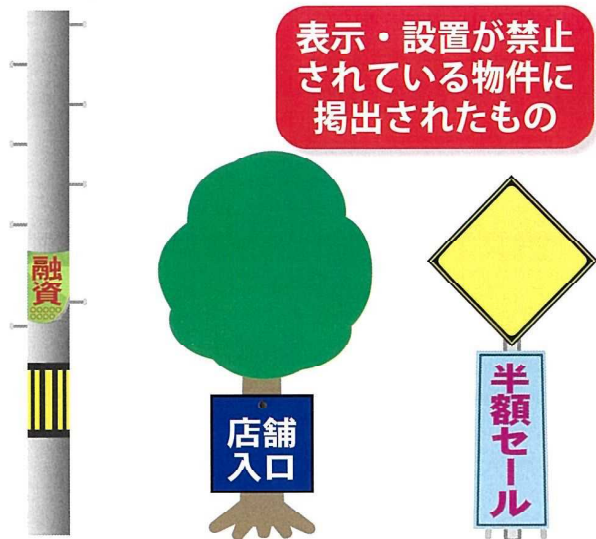
このような 屋外広告物は違反です！

ただし、許可を受ければ掲出可能な場合もありますので、詳しくは県又は各市町村へお問い合わせください。



道路又は線路の沿線の区域のうち、
一定の範囲に掲出されたもの

※ 高速道路から500m以内、市町村道から5m以内等



電柱、街路樹、道路標識等へ掲出されたもの



道路上に掲出されたもの



老朽化・破損しているもの

落下のおそれがあるもの

お問い合わせ先

屋外広告物の設置の許可は、各市町村で行っております。

- 茨城県土木部都市局都市計画課
- 各市町村の屋外広告物担当課

TEL 029-301-4579 (直通)

※ 詳しい規制内容については、県のホームページでもご確認いただけます。

茨城県土木部都市局都市計画課ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/toshikei/index.html>

屋外広告物 ▶ 屋外広告物の規制について